



福岡医発第 215 号 (総)

平成 24 年 4 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

特定計量器定期検査の受検について

標記特定計量器の定期検査につきましては、計量法第 19 条により定められており、医療機関で健康診断に使用する体重計及び調剤用のはかりは、福岡県計量検定所で実施されている定期検査（2 年に 1 回）を受検しなければならないことになっております。

福岡県計量検定所では、この定期検査を受けていない医療機関に対し、平成 19 年度より地域別に調査を行い、定期検査の受検推進が行われているところであります。

定期検査の実施周期や市町村につきましては、別添のとおり、偶数年、奇数年で行われており、例年、日時や場所が決まりましたら、福岡県計量検定所より通知が参りますので、該当医師会にお知らせすることにしております。

つきましては、本検査への貴会会員への周知、協力につきまして貴職の特段のご高配方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

24 計 第 57 号

平成24年 4月12日

社団法人 福岡県医師会会長 殿

福岡県計量検定所長



特定計量器定期検査の受検周知について（依頼）

陽春の候、貴職におかれましてはご清栄のことと存じます。

このことについて、計量法（平成4年法律第51号）に基づき、別紙「お知らせ」のとおり健康診断に使用される体重計及び調剤用のはかりが定期検査の対象となりますので、適正な体重計等を使用され、本検査を必ず受検して頂きますよう会員の皆様に周知していただきたく、よろしくお願い致します。

問い合わせ先

〒811-2302

福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈188-2

福岡県計量検定所 検査課

担当者 石橋・水口

電話 092-939-1541

ファクス 092-939-1542



お知らせ

健康診断に使用する体重計について

1. 病院・医院・診療所で健康診断に使用する体重計は、県(指定定期検査機関)で実施されている計量法第19条の定期検査(2年に1回)を受検して下さい。



計量法第19条

特定計量器のうち政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、定期検査を受ける義務があります。健康診断結果を通知することは証明行為に該当します。

2. ヘルスメーター(家庭用計量器)を健康診断に使用することは計量法第16条に照らして不適当ですので、正式な検定品を使用して下さい。

計量法第16条

取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する計量器は、検定品でなければなりません。



検定証印



基準適合証印



家庭用計量器の
マーク

3. 平成13年10月までの使用期限のある体重計(計量法施行令附則第4条第3項届出済証貼付計量器)は、検定品の使用をお願いします。



届出済証貼付計量器

検定品でないため、国により取引証明に使用できる期限が平成13年10月までと設定されています。

問い合わせ先

・福岡県計量検定所 検査課

〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2
TEL 092-939-1541 FAX 092-939-1542

・指定定期検査機関 社団法人 福岡県計量協会

〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2
TEL/FAX 092-939-2945

はかりの定期検査について

商取引や病院（健康診断・調剤用はかり）、学校（体重測定用）等で使用するはかりは2年に1度の定期検査を受けることが法律（計量法）で義務付けられています。

この定期検査は、福岡県の委託を受けた指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会が集合検査で行います。

但し、次の該当市又ははかりについては検査対象から除かれます。

☆福岡市・北九州市・久留米市については、市独自で検査が行われます。

☆県に届け出た計量士の検査を受けた方（はかり）は、指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会の検査を受ける必要はありません。

○検査に合格したはかりには、右記の合格証が貼付されます。

合格証が貼付されていないはかりや定期検査を受検していないはかりは、商取引や証明行為（病院・学校等）に使用できませんので、必ず定期検査を受検して下さい。



○福岡県では、検査区域を次の通りに分け実施しています。

H24.1.1 現在

偶 数 年	大牟田市・直方市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・みやま市・宮若市・豊前市・中間市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・宗像市・糸島市・福津市・筑紫郡・鞍手郡・八女郡・築上郡
奇 数 年	飯塚市・田川市・嘉麻市・朝倉市・行橋市・小郡市・古賀市・うきは市・糟屋郡・遠賀郡・嘉穂郡・朝倉郡・三井郡・三潞郡・田川郡・京都郡

○はかりは、検定証印、又は、基準適合証印の貼付されたものをご使用下さい！



○300kg以下のはかり

バネ式指示はかり、手動式はかり、電気式はかり等の運搬可能なはかりで最大の量（ひょう量）が300kg以下のはかりは集合検査会場へ持参して受検下さい！

○ひょう量が300kgを超えるはかりは、別途、協会事務局へ連絡下さい。
所在場所又は持込にて検査を行います。

○高精度はかり（目量の数が6,000を超えるはかり）は、巡回検査を行います。（はかりの所在の場所まで出向いて検査を行います。）

○代検計量士が検査を行う場合、全ての種類所在場所で行います。
（裏面に、県に届け出をしている代検計量士名簿を記載しております。）

検査に関するお問い合わせは！ 指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会
〒811-2302 福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈188-2 TEL/FAX 092-939-2945

福岡県届出代検計量士名簿

氏 名	住 所	電話(FAX)	携 帯 電 話
井上 博司	〒808-0022 北九州市若松区大字安瀬63-6 (有)井上計量内	093-771-3199 (093-771-3299)	090-3730-9386
押本 恵一	〒802-0052 北九州市小倉北区霧ヶ丘3-16-8 (株)大津屋計量センター内	093-921-7660 (093-921-7674)	090-1160-1121
押本 篤			090-8391-3284
森永 一弘	〒801-0864 北九州市門司区老松1-20 (株)生海商店内	093-331-3546 (093-331-3548)	090-8761-6245
酒見 孝志	〒808-0027 北九州市若松区大字安瀬1-27 九州テクノス(株)内	093-751-5700 (093-751-5708)	090-5021-4501
西竹 啓介	〒804-0077 北九州市戸畑区牧山海岸3-10 東洋精工(株)内	093-871-5111 (093-871-5116)	090-4586-0175
清原 正英	〒820-0062 飯塚市目尾998-2 清原計量士事務所	0948-25-0515 (0948-25-0317)	090-1510-1960
清原 一樹	〒820-0065 飯塚市中350-12 B101 きよはら計量管理オフィス		090-5749-9597
小山田 寛司	〒812-0032 福岡市博多区石城町7-23 (財)日本穀物検定協会九州支部内	092-281-6571 (092-281-6580)	090-7442-7019
高野 正俊	〒812-0063 福岡市東区原田2-10-16		090-3604-4431
廣田 昌之	〒811-1103 福岡市早良区四箇6-11-12 (有)ヒロタ計量内	092-812-6117 (092-812-6833)	090-6429-4435
西川 裕人	〒836-0881 大牟田市米生町2-163-43 三池計量管理センター	0944-31-5809 (")	090-6293-1624
末崎 敬一	〒839-0843 久留米市朝妻町13-35 (有)末崎計量器内	0942-43-4421 (0942-43-7800)	090-9584-1420
末崎 繁			
藤原 力和	〒847-0022 佐賀県唐津市鏡1350-4 藤原計量管理事務所	0955-77-2152 (0955-77-2153)	090-1518-0704
古賀 敬介	〒864-0054 熊本県荒尾市大正町2-2-23 古賀はかり製作所内	0968-62-0123 (0968-62-0162)	090-3193-3108
新 正美	〒860-0864 熊本県熊本市八景水谷3-13-13	096-343-2828 (")	090-8667-8401
片桐 孝章	〒857-0852 佐世保市千尽町5-54 (有)片桐計量器店内	0956-31-1919 (0956-26-1734)	090-7927-1154

指定定期検査機関
一般社団法人 福岡県計量協会

〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2
電話 (092) 939-2945

※この情報は個人情報保護法等の趣旨に基づき、特定計量器定期検査業務以外には使用できません。

指定定期検査機関

一般社団法人

福岡県 計量協会

県知事から**指定定期検査機関**
(平成18年2月3日付)の指定を
受けました。

県に代わり、当協会で定期検査を
実施いたします。

対象器物

非自動はかり及びおもり、分銅



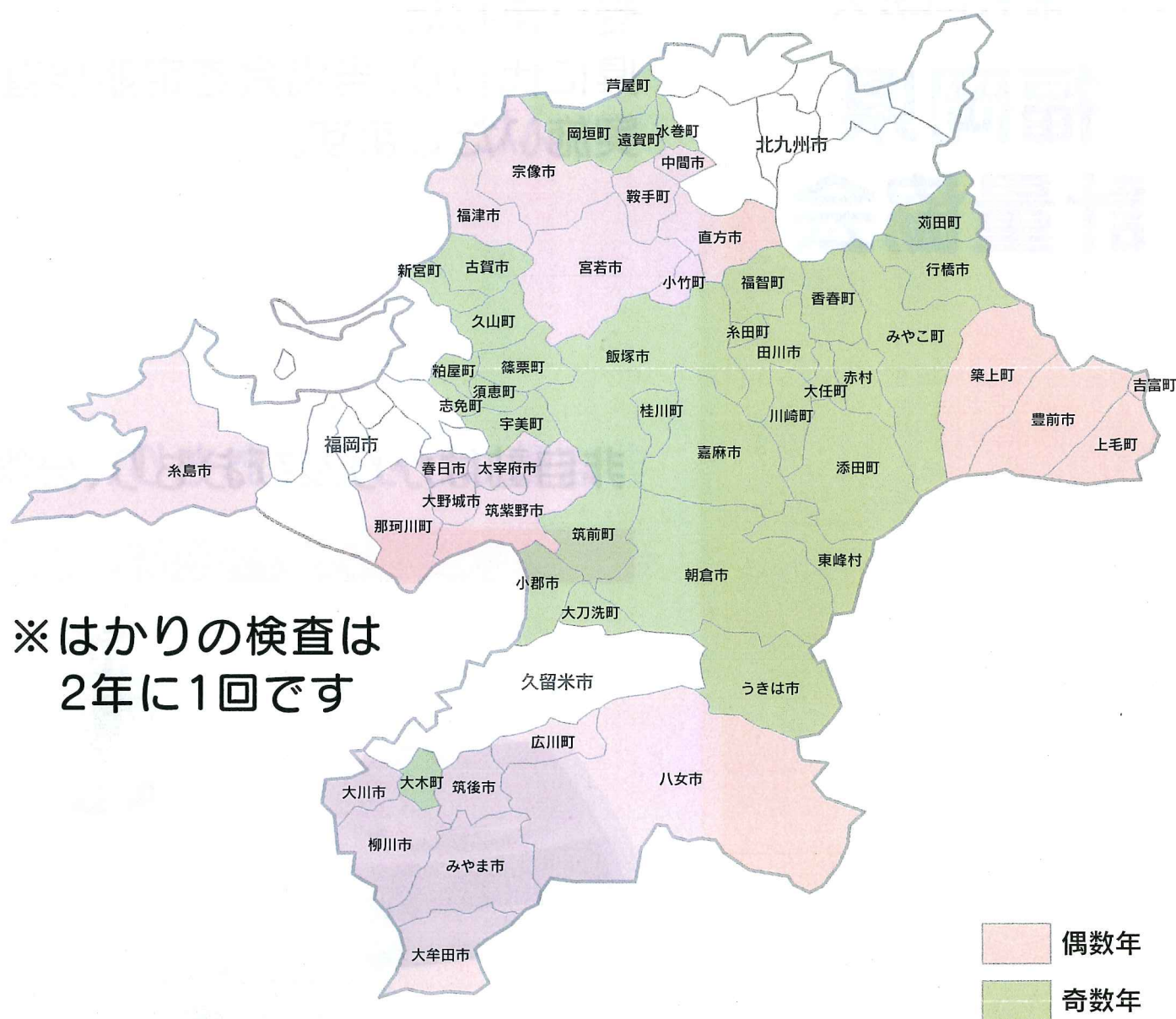
▶ 指定定期検査機関とは

県知事が行う計量器(はかり)の定期検査(2年に1回)を、
その指定する者に行わせる制度です。この検査業務は、
当協会の公益法人として主幹的業務と認められ、県の
行政改革の1つの柱として民間活力の活用により指定
されました。



〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2
TEL・FAX 092-939-2945

定期検査実施周期(市町村)



検査員

定期検査は当協会会員計量士が行います。

新 正美	井上博司	今泉喜樹	押本 篤	押本恵一	片桐孝章
木山一茂	清原一樹	清原正英	黒田新市	末崎敬一	末崎 繁
高野正俊	田中長朝	谷川則隆	主税政雄	西川裕人	西竹啓介
原口高之	廣田昌之	藤原力和	森永一弘	吉本和彦	(H24.4.1 現在)